

松江市立幼稚園の預かり保育事業について

🌀預かり保育🌀

教育時間の前後又は長期休業中に月単位で園児を預かるサービスです。



実施園	全ての市立幼稚園
対象園児	3歳児～5歳児クラスに在籍する園児
実施日	月～金曜日（長期休業中も実施します。）
実施しない日	土曜日、日曜日、祝日法による休日 4月1日～3日、8月13日～15日、12月29日～1月3日、 3月30日～31日、その他、園の行事により年6回程度
保育時間	平時 8時～各園で定める登園時間になるまで・14時～18時 長期休業中 8時～18時
預かり保育料	日額400円（利用実績に応じて実施園で徴収します。） ※生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯向けの減免制度あり
おやつ	おやつを持参してください。
申込方法	預かり保育利用申込書を在籍園へ提出してください。 利用する月の前月末日までに申込をしてください。

🌀一時預かり保育🌀

降園時間までにお迎えができない場合などに、日単位で園児を預かるサービスです。



実施園	全ての市立幼稚園
対象園児	3歳児～5歳児クラスに在籍する園児
実施日	月～金曜日（長期休業中は実施しません。）
保育時間	14時～17時
一時預かり保育料	日額300円（利用実績に応じて実施園で徴収します。）
おやつ	おやつを持参してください。
申込方法	在籍園に直接申込みしてください。

🌀施設等利用給付認定🌀

保育の必要性がある場合は、在籍園の預かり保育料又は一時預かり保育料が無償化されます。
無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要がありますので、市に施設等利用給付認定の申請をしてください。

詳細は面接時に配布する『施設等利用給付認定申請の案内』を御覧ください。